

政策の論文に現れた学会の特色 ：三つの学会の比較

生源寺 眞 一

目 次

はじめに

1. 基本法農政下の食料・農業・農村政策
 - 1) 食料政策
 - 2) 農業政策
 - 3) 農村政策
 - 4) 揺れる農政
2. 『農業経済研究』で論じられた政策・制度
 - 1) 重点は農業政策に
 - 2) 食料と食品をめぐって
 - 3) 議論の少ない農村政策
 - 4) 政策の形成過程と運用方法をめぐって
 - 5) 活発化した行政との交流
 - 6) 広い視野も特徴
3. 『農村計画学会誌』で論じられた政策・制度
 - 1) 最大の関心事は農業農村整備
 - 2) ストックの維持管理も重要
 - 3) 中山間地域等直接支払と環境政策をめぐって
 - 4) 多彩な政策・制度が議論の対象に
4. 『フードシステム研究』で論じられた政策・制度
 - 1) 食品安全の課題に向き合う
 - 2) 食品アクセスと食料確保をめぐって
 - 3) フードシステムをめぐる政策とは

むすび

はじめに

食料・農業・農村基本法は1999年7月にスタートした。ちょうど四半世紀が経過した時点の2024年6月には、改正食料・農業・農村基本法が施行されることになった。大きな転換点を迎えたわけである。この機会に基本法下の食料・農業・農村をめぐる政策の四半世紀を振り返ってみたい。などと申し上げたが、農政が論じられること自体は、それこそ数限りなく行われてきたと言ってよい。農業関連の新聞や雑誌の紙面はむろんのこと、一般紙やテレビなどで取り上げられることも多い。そこで今回は食料・農業・農村を対象としている研究者を中心に、政策や制度をどのように論じてきたかとの問いを発しつつ、四半世紀といういくぶん長期の視座から俯瞰してみることにしたい。

とは言え、研究者のなかにも新聞や雑誌などの媒体に発信するケースが少なくない。インタビューもあれば、思いを込めたメッセージを寄稿する場合もある。この点を踏まえたうえで、本稿では分析の対象を学会誌に掲載された論文に絞ることにする。つまり調査研究の活動において、どのような分野の政策に関心が寄せられてきたかを確認することを意図している。学会誌の論文である以上、通常は査読のプロセスをクリアしていなければならない。あるいは招待論文としての寄稿である。典型的には学会が主催するシンポジウムにおいて、依頼された講演を行ったうえで論文として掲載されるかたちである。演題や演者の選択にさいしては、シンポジウムを企画した学会の意向が反映されていると言ってよい。そのようなイベントのテーマとして選択された政策や制度にも注目してみたい。

具体的には農業・農村や食料・食品の分野を対象とする三つの学会を取り上げる。第1に日本農業経済学会である（以下、農業経済学会）。1924年に創設されているから、百周年を迎えたところである。名称は農業経済学会であるが、会員の専門分野は経済学にとどまらない。農業史や社会学などの領域で活動する会員も少なくない。言い換えれば、日本の農業経済学会の農業経済学とは、経済学のひとつの分野というポジションではなく、経済学には収まりきらない広い領域をカバーしている。

第2は農村計画学会である。1982年に発足してから、40年が経過したところである。農村計画学会にも農業経済学の研究者が参加している。ただし、農村計画学会の会員に占める農業経済学会の会員の割合はそれほど多くない。分野的には農業農村工学や環境学や建築学などを中心に構成される学際的な学会であり、農業経済学も専門領域のひとつに位置づいている。農村計画学会を分析の対象としたことには、この学会の活動が農村政策と深く関わっているとの判断がある。

そして第3に日本フードシステム学会である（以下、フードシステム学会）。1994年の設立だったから、こちらは30年になる。フードシステムとは農林水産業から食品製造業・食品流通業・外食産業を経て消費者に至る食の流れを意味している。会員の多くは農業経済学会のメンバーでもあるが、食品産業の分野に関心を寄せている点に共通項がある。さらに食品科学の領域の研究者や食品産業で経験を積んだ実務家なども参加している。また、近年は農産物以外の流通にも詳しい商学の研究者、あるいは人々の食行動と向き合う栄養学の研究者も学会のリード役を担ってきた。今回、フードシステム学会を分析したことには、食料政策とりわけ食品産業に関連した政策や制度に着目することの重要性に留意した面がある。

三つの学会が掲げている理念や学会誌の構成などについては、第2節以降の学会ごとの検討のパートで紹介することにした。本稿ではそれぞれの学会が注目している政策分野を浮き彫りにしようというわけだが、このような作業は逆に学会の特色を把握することにもつながるのではないか。そして、ほかの学会の特色を認識することは、みずからの学会の強みや足らざる部分に気づくことでもある。それが色合いの異なる専門分野間の相互補完的な連携関係に結びつく可能性もあるのではないか。そんな将来像も多少は念頭に置きながら、具体的な検討に進むことにする（注1）。

1. 基本法農政下の食料・農業・農村政策

食料・農業・農村基本法の最大の特徴は、食料政策、農業政策、農村政策の三つのカテゴリーを明記しているところにある。かつての農業基本法（1961年

施行)が「農業の発展と農業従事者の地位の向上を図る」ことを目標としたのに対して、新たな基本法の1条は「国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る」ことを謳っている。また、2条から5条には4つの理念、すなわち食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興が掲げられている。このうち食料の安定供給と農業の副産物としての多面的機能は広く国民の享受する利益だと言ってよいであろう。農村に非農家の住民が多いことも念頭に置く必要がある。なお、多面的機能については、のちに触れるように中山間地域などの支援策との関係が深い。

以下では、食料政策・農業政策・農村政策の順に、基本法下の農政の内容の概略を提示する。ただし、政策によっては単一のカテゴリーに収まらないものもある。また、基本法下の農政と表現したわけだが、四半世紀にわたって変わることなく維持されてきたとは言い難い政策も少なくない。むしろ、政権の交代などの影響もあって、かなりの頻度で制度の転換が図られた領域が存在する。いわば揺れる農政であり、この側面にも注意を払うことにしたい。なお、基本法の見直しに向けた議論が2022年の秋から本格化した。議論のプロセスにおいては、食料安全保障の概念や農業から川下産業や消費者への価格転嫁のありかたなど、重みのあるテーマも論じられたわけだが、今回は見直しをめぐる政策論は分析の対象外とした。したがって取り上げる学会誌についても、2022年度の前半までに刊行されたものに限定している。

1) 食料政策

基本法に向けた議論の場として1997年4月に設けられた食料・農業・農村基本問題調査会では、いくつかの争点が浮き彫りになったが、もっとも多くに関心が寄せられたのは食料自給率の目標の設定についてであった。結果として、おおむね5年ごとに改定される食料・農業・農村基本計画に定めることとされた。自給率は食料の消費と生産の両面から形成されるスコアであるから、食料政策と農業政策の双方と関係が深いわけだが、今回は食料政策の項目のもとで紹介する。

より具体的に確認しておくとして、5年ごとの基本計画において、10年後の達成を目指す自給率目標が定められている。ただし漠然とした目標としてではなく、

「国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定める」とされている（基本法 15 条）。2000 年の初回の基本計画に始まった自給率目標のうち 4 回については、すでに目標年の 10 年後が経過している。結果として、いずれの回の目標も未達成であった。

食料政策としては、食料の安定的な供給と安全性の確保が基本法の条文としても謳われている（2 条と 16 条）。このうち安全性の確保については、国内で 2001 年 9 月に牛海綿状脳症（BSE）の感染牛が確認されたことを契機に、関係府省を中心に対策の検討が進んだ経緯がある。牛と牛肉のトレーサビリティ・システムの導入が象徴的だったが、国内の農業や食品産業に強い影響を与えたことは間違いない。一方、食料の安定的な供給をめぐるのは、平時について「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせる」と行おうと述べるとともに、「凶作、輸入の途絶等の不測の要因」による事態への対応にも言及している（いずれも 2 条）。とくに不測時における食料安全保障については、別途の条文も設けられている（19 条）。

これまでのところ、地震などの災害によるケースを除くと、緊急時の食料供給を支える施策の発動には至っていないとみてよいが、食料の需給をめぐる国際的な情勢は緊迫の度合いを増している。2007 年から 8 年にかけて穀物や大豆の国際価格が急騰したことは記憶に新しいし、2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻は穀物供給をめぐる深刻なリスク要因として受け止められている。災害への適時適切な対応に加えて、国際的な状況変化に真摯に向き合うことが求められていると言ってよい。国際状況との関係という点では、農林水産物の輸出促進に本腰を入れていることも、近年の食料政策のひとつの特徴であろう。輸出の促進は基本法の条文に記載されていたものの、本格的な取り組みは 2020 年 4 月に施行された「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」とともにスタートすることになった。

2) 農業政策

基本法の農業政策の柱は担い手の育成であるが、この方向は基本法の制定に先立つかたちで進んでおり、そのための制度も導入されていた。制度の中心に

位置するのが、1993年の農業経営基盤強化促進法による認定農業者制度である。また、「効率的かつ安定的な農業経営」の概念も、93年の同法を踏襲するかたちで基本法に受け継がれている。基本法で新たに加わることになった政策としては、30条に「農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策」が謳われていた。その前提として基本法は「農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成される」ことを求めている（同条）。市場経済への介入を好ましくないとする姿勢にほかならない。価格変動の影響緩和の具体策については、4)の「揺れる農政」の項で紹介することにしよう。制度が大きく振れる状況が生じたからである。

いま述べた点とも関わるが、農業経営を政策的に支える対象に関しては、もともと賛否両論が激しく交わされることも多かった。基本法は専業農家や法人経営のような担い手を重視する姿勢を継承していたわけだが、近年になって方向性に多少のニュアンスの違いも感じられるようになった。2020年3月に改定された5回目の基本計画では、「中小・家族経営など多様な経営体が（中略）農業生産を行い、地域社会の維持に重要な役割を果たしている実態」といった記述も含まれている。

農業を支える人材については、農業とりわけ水田農業の状況の認識が重要だと考えられる。ここは政策の紹介の域を逸脱することになるが、筆者自身の評価を述べておきたい。水田農業は長年にわたって小規模ながら多数派の兼業農家に支えられてきた面が強かった。しかしながら、そのなかで後継者不在の兼業農家が増加し、加齢とともにリタイアするケースが急増している。結果として、農地の貸借関係が貸し手優位から借り手優位に転じていると言ってよい。いまや借り手を必要とする農地が各地で急増しているのである。角度を変えて表現するならば、高齢者の小規模農業や半農半Xといった農業の存在が、専業農家や法人経営の規模拡大を妨げる構図は過去のものとなりつつある。先ほど指摘した基本計画のニュアンスの変化には、そもそも農業は「かくあるべし」といったゾルレンの変化も作用しているかもしれないが、農地の利用をめぐる新たな実態、すなわちデザインの変化が働いている面にも注目する必要があるだろう。

農業を支える主体をめぐる政策としては、企業などの農業参入に関する制度

の新設が行われた。食料政策の項では、食料自給率目標が食料・農業・農村基本問題調査会の争点だったと紹介したが、調査会ではほかにも議論が戦わされたテーマがあった。そのひとつとして、企業の農業参入に道を開くことの是非が論じられた。調査会の報告では中立的な姿勢を示すにとどまったが、その後は構造改革特区制度の運用などの措置を経たうえで、2009年に農地法などの関連法が改正され、借地による農業参入が可能になった。株式会社や有限会社に加えてNPO法人などの参入が急速に進んだ。基本法には記載されることなく、基本法下で進展した農業政策だと言ってよい。

基本法に関連事項の記載はありながら、中身が変わることになった政策もある。農業政策の領域で大きく変化したのが、環境保全型農業の推進方策である。基本法も環境保全に触れており、32条には自然循環機能の維持増進が謳われている。また、基本法制定と並行して1999年には家畜排せつ物法や持続農業法も制定された。持続農業法はエコファーマー制度の根拠法としても知られている。けれども、こうした流れとは別次元の政策パッケージが登場することにもなった。農林水産省は2020年12月に「みどりの食料システム戦略本部」を設置し、21年5月策定の「みどりの食料システム戦略」を経て、22年7月施行の「みどりの食料システム法」に至った。もともとEUの政策展開を受けて構想された経緯もあって、2050年までに「化学農薬使用量の50%低減」「輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減」「耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大」といった大胆な数値目標が掲げられることになり、農業界の人々に関心を寄せることにもなった。ただし制度の骨格が固まったのは最近のことであるから、現時点で研究者が論文の対象とするには時期尚早とみるべきかもしれない。

3) 農村政策

農村政策の紹介について、農業農村整備事業から始めることにしたい。農業農村整備のメニューは農林水産省の農村振興局が所管する事業に対応しているが、農業生産基盤整備や農村整備と表現されるインフラの新設・改良に加えて、農地などの保安全管理のように事後的なケアの領域も含んでいる。基本法においては、24条（農業生産基盤の整備）と34条（農村の総合的な振興）に関連す

る記述が含まれている。農業農村整備は農業政策と農村政策の両面をカバーするカテゴリーだと言ってよい。農道が典型であるが、メインの機能として農業生産を支えると同時に日常の農村生活に貢献しているインフラも存在する。あるいは農地自体にも景観としての側面があることから、生産の基盤であるとともに、生活環境の形成にも寄与している。

農業政策の性質と農村政策の性質を単純に切り分けられない点を考慮して、農業政策の直後の農村政策紹介の冒頭に農業農村整備を配置した次第である。そのうえで改めて確認しておきたいのは、農業農村整備が基本法によって生み出された政策ではない点である。現在も機能している「土地改良法」の制定は1949年であったし、国が関与する事業という意味では戦前にまで遡ることができる。ただし、基本法のもとでの農業農村整備が無風状態で安定していたわけではない。とくに2009年に自公政権から民主党政権に移行してのち、農業農村整備の予算が大幅に削減された。その後の自公政権のもとで復活する流れとなったわけだが、これも揺れる農政の一断面だと言ってよい。

農業農村整備は基本法以前からの継続だと述べたが、基本法のもとで新たに設けられた政策も存在する。2007年に導入された農地・水・環境保全向上対策であり、農業用水路や農道などの維持管理や改善の活動を支援する仕組みである。農業農村整備と同様に農業政策と農村政策の両面を有しているが、この仕組みが農業者以外の地域住民の積極的な参加を重視した点では、農村政策の色彩が強まることになった。その後は2015年に関連する法律の施行もあって（「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」）、別建てとなっていた環境保全の取り組みと次に紹介する中山間地域等直接支払制度とともに、日本型直接支払のひとつとして位置づけられた。名称は多面的機能支払になったが、用水路や農道などの保全や改善を促す点に変化はない。

農村政策の最後に紹介するのは中山間地域等直接支払制度である。これも農業政策と農村政策の両面を有しているが、集落などの地域単位で協定を締結して取り組む点では、農村政策の色彩が強いと言ってよい。とくに当初は交付金の過半を地域の共同活動に活用することが指導されていた。実は中山間地域の支援策も、基本問題調査会では食料自給率目標や企業の農業参入とともにクロージアアップされた論点だった。結果的に前向きな判断が示されたこともあり、

中山間地域等直接支払は 2000 年度からスタートした。その後は 5 年を 1 期とする制度の見直しを経ながら、5 期対策の現在まで継続している。日本型直接支払の法律にもつながった安定感のある制度だと言ってよい。また、基本法の四つの理念のひとつが「多面的機能の発揮」であるが、これが中山間地域等直接支払制度の根拠ともされている。すなわち、35 条には「中山間地域等においては（中略）多面的機能の確保を特に図るための施策を講じる」と謳われている。

4) 揺れる農政

基本法のもとでの政策について概観してきたわけだが、内容が変更された政策があることにも多少は触れたつもりである。なかには政策を中止して、別の政策に転換するケースもあった。以下ではそのようなケースの概要を紹介する。ここも筆者自身による評価とすべきであろうが、事前に予告のない政策の変更は、農業に携わる人々の経営的な判断に深刻な影響を与えることになる。日本に限らず、先進国の農業経営は政策に左右される面が少なくない。支えてくれた政策が変わることで経営の条件も変化する。もともと自然環境との関係の深い農業生産には、環境条件によるリスクが伴っていたわけだが、予告なしの変更が生じる農政も農業経営のリスク要因として作用する（注 2）。

基本法下の具体例としては、国の財源によって農業所得を支える制度の揺れがあった。まず 2007 年度には、前年に成立した「担い手経営安定法」に基づく経営所得安定対策がスタートした。対象は面積要件などを満たす農業経営である。ところが同年 7 月の参院選では、経営所得安定対策を選別政策だと批判し、戸別所得補償制度を掲げた民主党が圧勝した。こうした逆風が生じたことにより、自民党主導で制度の見直しが進み、面積要件を満たさない農家であっても、市町村の特認制度によって対象となることが可能になった。さらに 2009 年の総選挙によって民主党政権に交代し、2010 年度には経営所得安定対策に代わる制度として、戸別所得補償制度が稲作に導入される。米の生産調整に参加することを条件に、すべての販売農家を対象とする制度である。翌年には北海道の畑作にも拡大された。ところが、その翌年の 2012 年 12 月には、やはり総選挙の結果を受けて、再び政権が交代することになる。所得を支える制度も見直さ

れ、一定の経過措置期間ののちに、要件を満たす農業者を対象とする政策が復活することになった。

揺れる農政はリスク要因になると述べたが、政策実施の現場で活動する組織や人材にとっても負担が増すことは避けられない。市町村の農政担当の職員だけでなく、農協や農業委員会などの役職員も、日常業務が揺れる農政に振り回されることになる。こうした人材にとって大切なのは、農業・農村の現場で創造的な着想と方法によって課題を克服することである。不安定な政策は創造的なエフォートの確保の妨げにもなる。この意味では過去 10 年ほどの農地をめぐる政策の流れも気になるところではある。もともと農地制度は法律をベースに運用されることで安定していた。けれども、制度の詳細については省くが、2009 年の関連法の改正のもとで、2012 年度からは市町村段階の農地利用集積円滑化団体がスタートし、2年後の 2014 年には新たな法律のもとで都道府県段階の農地中間管理機構が新設されることになった。さらに当初の目標達成からほど遠い状態のもとで、2022 年には関連法が改正され、新たな制度に移行するプロセスが進行中である。

2. 『農業経済研究』で論じられた政策・制度

この節からは三つの学会の学会誌において、どのような政策や制度が論じられてきたかについて、政策・制度の領域ごとに具体的な論文をピックアップして把握する。政策・制度の領域ごとにと述べたが、学会によって重点的なテーマが異なることから、領域は学会ごとに定めることにした。論文の選択にあたっては、論文のタイトルを基本的な判断材料とし、提示されたキーワードや節・項の表記も参考にした。抄録や論文自体を検討の材料にしたケースもある。また、著者の専門分野を確認するため、科学技術振興機構の researchmap も利用している。学会誌の構成については学会ごとに紹介するが、期間としては基本法が施行された 1999 年度から 2022 年度の前期までに刊行されたものとする。

すでに触れたとおり、農業経済学会は百年の歴史を有する学会であり、多彩な専門分野から構成されている。学会のホームページには、「農業経営、農業政策、農業統計、農史、農村社会・生活、その他農業経済一般に関する研究を行

い」と記述され、「農業・農村の発展に寄与すること」が目的だとされている。『農業経済研究』は年に4回発行されており、1回は大会の特集号である。以下では政策・制度の領域ごとに論文をピックアップする。なお、本文中で論文に言及するさいには、筆頭著者の氏名と掲載誌の発行年による表記とする。また、ピックアップされた論文のリストは、本項の末尾に資料として本文の登載順に列挙する。これらの点は『農村計画学会誌』と『フードシステム研究』についても同様である。

1) 重点は農業政策に

基本法が成立した年に開催された大会のシンポジウムでは、最初に岩本純明(1999)として掲載された「戦後農政の枠組みと「新基本法」」の報告があり、これを受けて三つの分野別に農業をめぐる政策について報告された。すなわち吉田俊幸(1999)は水田農業の政策、佐藤了(1999)は畑作の政策、小林信一(1999)は畜産の政策を論じている。水田農業については経営安定政策への転換の問題提起があり、畑作については水田での畑作物も視野に入れており、畜産についてはWTO体制下の政策のありかたに言及するなど、それぞれに重視する点が浮き彫りにされている。分野に精通している研究者だから可能になったと言ってよい。同時にシンポジウムの構成は、当時の学会が政策の議論としては農業政策に重きを置いていたことを物語っている。基本法には食料自給率目標の設定や中山間地域への支援策が謳われており、それなりに関心も寄せられていたわけだが、基本法制定の時点では調査研究のテーマとして十分に熟していなかったのかもしれない。

農業の分野別に論じられたことを紹介したが、そのなかでも水田農業については多くの議論が交わされることになった。これを象徴したのが2010年の大会シンポジウムである。シンポジウムのタイトルには「徹底討論」との表現も用いられていた。具体的には村田武(2010)が食料供給基盤強化の観点を提起しながら、また、大泉一貫(2010)は大規模水田経営の成長の視点を強調しながら、いずれも米政策のありかたを論じている。さらに中嶋康博(2010)は米の生産調整プログラムの課題を取り上げており、秋津元輝(2010)は米政策を農村政策との関わりで議論する新たな視点を提起している。なお、米の生産調

整については、2002年に農林水産省が設置した生産調整研究会で改革の具体策が模索された経緯がある。この点にも関わって米政策の改革を議論している論文に谷口信和（2004）がある。

さらに2016年の大会シンポジウムでは農業政策と農村政策が多角的に取り上げられたが、水田農業に関わる政策の報告としては安藤光義（2016）、前田幸嗣（2016）、細山隆夫（2016）、藤栄剛（2016）が掲載されている。安藤光義（2016）と前田幸嗣（2016）は価格支持政策からの転換を論じており、細山隆夫（2016）と藤栄剛（2016）は農地集積による規模拡大に着目している。このうち藤栄剛（2016）は農業全般を念頭においた論考であるが、集落営農の効果を分析するなど、水田農業にも関係が深いと言ってよい。

品目ごとの政策の議論に加えて、政策の新たな手法に着目した論考も存在する。具体的には国の財源に依拠した直接支払制度をめぐる議論が交わされ、論文も掲載されている。こちらはミニシンポジウムの報告に基づいており、飯國芳明（2011）が座長として国民合意の視点からの検討を要請している。要請を受けて松木靖（2011）は麦・大豆等の直接支払の評価を提起している。また、橋口卓也（2011）は中山間地域等直接支払を取り上げており、これは農村政策論の側面を有すると言ってよい。もともと直接支払制度はEUの政策展開から日本に導入された経緯もあることから、石井圭一（2011）が1992年に定められたEUの農政改革について、消費者負担型から納税者負担型に転換した意義などを振り返っている。もうひとつ、国民合意を意識したミニシンポの特徴として、「消費者の認知と評価」と題した榊田みどり（2011）の議論が含まれている点がある。すでに導入されいながら認知度が低いことを指摘している。なお、シンポジウムとは別の投稿論文だが、水田農業における直接支払の効果を分析した多田理紗子（2018）も紹介しておく。計量経済学的手法を用いながら、規模や形態別に技術的効率性の違いを識別している。

農業政策については、ほとんど触れられていない領域があることも指摘しておこう。それは環境保全型農業を推進する政策である。政策の未熟さが反映されているのかもしれない。基本法の制定から近年に至るまで、日本社会では農業が環境にフレンドリーだとの認識が定着していたと言ってよいだろう。そんななかで胡柏（2006）は環境保全型農業推進の政策に着目した先駆的な調査研

究として位置づけられるのではないか。

2) 食料と食品をめぐる

食料については自給率目標が農政のひとつの柱であり、議論も活発に行われてきた。農業経済学会も2005年の大会において、食料自給率の変容と展望をテーマにシンポジウムを実施した。ただし自給率目標自体をめぐる議論というよりも、客観的な事実の確認と品目ごとの生産拡大の可能性が論じられている。生産と消費の結果としての自給率の場合、両面の客観的な事実の確認から政策の議論も始まるとみるべきかもしれない。シンポジウムでは茅野甚治郎(2005)が食料全般の需給状況を整理したのち、横山英信(2005)が小麦について、矢坂雅充(2005)が飼料について、国内生産の拡大の必要性和課題を論じている。それぞれ小麦と生乳の生産や制度に精通している研究者ならではの報告だったと言ってよい。

シンポジウムの前年には平澤明彦(2004)が157カ国について、穀物自給率の規定要因を分析している。これも政策を論じたわけではないが、食料自給率目標を考えるうえでは参考になる。自給率はフードセキュリティ、すなわち絶対的な必需品である食料の確保の問題とも関係が深く、国際的な視野を欠くこともできない。この点については、2009年の大会で「世界的食料価格変動と日本農業」をテーマにシンポジウムが行われたことも紹介しておく。2007年・8年に穀物と大豆の国際価格が急上昇したことを受けての企画である。途上国を中心に食料需給の動向を分析した坪田邦夫(2009)の論文などが収録されている。

食品の安全性も、BSE感染牛の確認を契機に重要な政策課題となった。少数ながら、『農業経済研究』にも安全性をめぐる論文が掲載された。豊智行(2002)と中嶋康博(2002)をあげておく。いずれも感染牛確認から間もない時期に執筆されているが、前者はオーストラリアの牛肉に関する制度の分析であり、後者はサブタイトルに示されているように、EUの農業関係団体や農業経済系の学会の動向を紹介している。双方とも国際社会の流れから学ぶ姿勢にほかならない。裏返せば、日本の制度・政策はまだ黎明期の段階にあったと考えることができる。なお、安全性の問題に限定されないが、早い段階で新山陽子(2000)

が、食料の品質をめぐる政策について EU の経験に基づく議論を展開している。また、林正徳（2014）は安全性を含む品質をめぐる基準に関する国際的な状況を分析している。著者は大学に移るまでは農林水産省に勤務しており、国際機関での豊富な経験に基づく論文であった。

食品産業は就業人口で農業を大きく上回る産業であり、農業と濃密につながる産業でもある。にもかかわらず、『農業経済研究』で食品産業をめぐる政策が論じられることは稀であった。ピックアップするならば、食品流通業をめぐる政策課題を論じた木立真直（2003）と、食品産業政策と農業政策の関わりを論じた生源寺眞一（2003）であろう。いずれも大会のシンポジウムで報告が行われたが、両者ともフードシステム学会の中心的なメンバーであり、学会間の交流関係によって登壇した面がある。食品産業をめぐる政策・制度の問題については、後述の『フードシステム研究』の項で探求してみることにする。このほかに食品産業を取り上げた論文には盛田清秀（2004）があり、食品産業による農業参入の具体例を紹介している点に特徴がある。

3) 議論の少ない農村政策

あまり論じられない点は農村政策の領域にも共通している。のちに紹介する2019年以降の学会と農林水産行政が連携したシンポジウムにおいては、農村政策も論題として取り上げられることになるが、それまではほとんど例外的に掲載されるだけであった。たとえば中山間地域の支援策との関係では、品川優（2009）が条件不利地域への直接支払制度について議論しているが、これは韓国の政策についてであった。また、農業政策の論文のなかで紹介したように、橋口卓也（2011）が直接支払の一形態として中山間地域等直接支払について論じている。一方、農村政策的な色彩が強いとした農地・水・環境保全向上対策については、いち早く松下京平（2009）が取り上げている。なお、品川優（2009）と松下京平（2009）は同じ号に掲載されているが、シンポジウムの報告ではない。いずれも投稿論文であった。その後は農政を多角的に論じるシンポジウムの一部として、農村政策が取り上げられることがあった。具体的には2016年の大会シンポジウムで橋詰登（2016）が中山間地域等直接支払制度に着目して農村政策の課題を論じており、同じく中谷朋昭（2016）が農地・水・環境保全向

上対策の効果について分析している。

4) 政策の形成過程と運用方法をめぐって

政策をめぐり分析や評価のなかには、個々の政策の中身そのものよりも、政策の形成過程に着目するケースがある。論文の数は少ないが、政策論の視点としては重要であろう。具体例としては、篠原孝（2001）が EU とアメリカを比較対象としながら、日本の農政の形成プロセスの特徴を浮き彫りにしている。また、塩飽二郎（2002）は GATT ウルグアイラウンドの農業交渉を振り返っている。いずれも大会シンポジウムの報告である。基本法制定の背景には農業政策をめぐり国際環境の大きな転換があったわけであり、2000 年代初期の段階で提示された知見の価値は高い。2 編の論文は以前は農林水産省の行政官だった農林水産政策研究所所長とリタイアされた行政官 OB による寄稿であり、省内での自身の経験が活かされている。

形成過程の振り返りは広い視野からの政策論とみることができるが、逆にいわば細部に注目しながら政策の実施段階の問題を分析する取り組みもある。こちらの論文も多くはないが、たとえば小針美和（2006）は米価の決定過程の分析であり、政治的なパワーの影響も含めて、数量的なデータを用いている点に特徴がある。また、同じく米に関する荒幡克己（2006）は生産調整の都道府県別の配分について、建て前としての政府の方針とともに、政治的な要素などの寄与率を計量分析している。もうひとつ、王雷軒（2008）をあげておく。補助金依存度の指標を用いながら農林漁業金融公庫の運用の実態に言及した論文であり、時期別の変化を指摘するなど、制度の深い理解に貢献している。これらの論文は、政策の運用の実像に接近することが政策の評価にもつながる可能性を示唆している。

5) 活発化した行政との交流

前項では農林水産省の行政官の経験者が登壇したケースに言及したが、基本法制定から 20 年を迎える時期には、学会の研究者と農林水産省の行政官による共同の議論の場が設けられることになった。口火を切ったのは 2018 年に開催された小規模なシンポジウムであり、学会員と農林水産省の行政官が共同座

長を務めるかたちとなった。また、行政官も専門領域の報告を担当した。同年に TPP11 が発効しており、日米貿易協定の交渉が最終段階だったこともあり、テーマは通商交渉の展望とされた。政策論とはやや距離があるため、報告の内容は省略する。翌年は大会のシンポジウムにいわば格上げされ、テーマも政策に絞られた。すなわち「新基本法制定から 20 年、これからの 20 年」のタイトルと共同座長方式のもとで、農林水産省側からは塩川白良（2019）（当時の著者は農林水産政策研究所所長）と萩原英樹（2019）の報告が行われた。学会からは安藤光義（2019）、清水みゆき（2019）、梅本雅（2019）の 3 報告が掲載されている。テーマがずばり基本法ということもあって、5 名の登壇者の報告は食料政策、農業政策、農村政策をカバーしている。

2020 年の大会シンポジウムも共同の議論の場を継承したが、政策とはやや距離のあるテーマだったこともあり、農林水産省からは共同討論者 1 名の登壇にとどまった。けれども同日に開催された特別ミニシンポジウムでは、政策をめぐって行政官による報告が行われた。すなわち木村崇之（2020）、加藤史彬（2020 年）、加集雄也（2020）であり、順に食料政策、農業政策、農村政策について問題意識が表明されている。印象的なのは、それまでの農林水産省側の報告が幹部職員や OB からだったのに対して、このミニシンポジウムでは中堅と若手の行政官が登壇したことである。

6) 広い視野も特徴

『農業経済研究』の政策論には歴史や国際関係の観点からの考察もある。歴史という点では、本項の最初に紹介した 1999 年大会シンポジウムの岩本純明（1999）の著者は農業史が専門であり、その後は学会長も務めている。国際関係を重視していることは、たとえば 2007 年の大会シンポジウムに現れている。すなわち鈴木宣弘（2007）、遠藤保雄（2007）、松原豊彦（2007）は、世界全体の動向から欧州・北米の状況までを論じている。また、鈴木宣弘（2007）とも重なる課題は小林弘明（2004）によっても提示されている。なお鈴木宣弘（2002）は分野別の農業政策論であるが、日本以外の状況にも精通していることが伝わってくる。

視野の広さという点では、論文の数は少ないものの、農業経済学とは距離の

ある専門分野からの提言も興味深い。もともと農業経済学会が幅広い分野の研究者から構成されていると申し上げたが、さらに別の見地からの議論も行われている。具体的には荘林幹太郎（2011）をあげておく。農政とは別の次元で国際貿易政策、財政、地方分権政策が展開されることで、ほんらいの農政が制約を受けていると指摘する。もうひとつの例としては小嶋大造（2018）がある。タイトルはやや一般論的な印象を与えるが、具体的には財政学の観点からの分析である。ともあれ二つの論文の視座については、著者が海外を含めて行政の現場を経験していることが反映されているようだ。

最後に政策をめぐる議論の対立について、印象的な論文を紹介しておく。しばしば農政が論争の対象となることは周知のとおりであり、政党間でアピール合戦となることも珍しくない。学会においても意見が対立するケースがある。そこで公開の場において議論を戦わせることを意図したのが、2006年の大会シンポジウムであった。「徹底討論：日本の農政改革」のタイトルのもとで、いわば相反する潮流のリーダー格の研究者が登壇したわけである。論文としては田代洋一（2006）と本間正義（2006）が掲載されている。ここで政策的な主張の中身の紹介は行わないが、田代洋一（2006）が印象的なフレームワークを提示している。すなわち複数の対立軸を提示しながら、自らの立場も含めて対立軸上の位置づけを試みている。いわば政策論の論争について、距離を置きながら客観視していると言ってよい。共同座長を務めた筆者は、学会らしい俯瞰的な構図だと受け止めた次第である。

資料 1

『農業経済研究』掲載論文

「著者名（発行年・巻-号）論文タイトル」を本文登載順に記載

- 岩本純明（1999・71-3）戦後農政の枠組みと「新基本法」
- 吉田俊幸（1999・71-3）経営安定政策への転換の課題と水田農業
- 佐藤了（1999・71-3）畑作物経営・土地利用の推移と畑作政策
- 小林信一（1999・71-3）WTO体制下の畜産政策と経営対応
- 村田武（2010・82-2）食料供給基盤の強化と米政策
- 大泉一貫（2010・82-2）米政策の転換と大規模水田複合経営の経営成長
- 秋津元輝（2010・82-2）米政策と農村社会政策の接点：制度定着条件の議論をこえて

- 中嶋康博（2010・82-2）新たな生産調整プログラムの課題と展望
- 谷口信和（2004・76-2）農業生産構造の変化と政策転換：米政策改革をめぐって
- 安藤光義（2016・88-1）水田農業政策の展開過程：価格支持から直接支払いへ
- 前田幸嗣（2016・88-1）米の価格・所得政策のモデル分析
- 細山隆夫（2016・88-1）農地・構造政策と大規模水田作経営の展開：北海道・北陸を中心に
- 藤栄剛（2016・88-1）農地・構造政策と農地集積
- 飯國芳明（2011・82-4）国民合意に基づく制度設計のための論点整理
- 松木靖（2011・82-4）麦・大豆等直接支払制度の評価と改革の論点
- 橋口卓也（2011・82-4）中山間地域等直接支払制度の評価と展望
- 石井圭一（2011・82-4）EU からみた直接支払制度のあり方
- 榊田みどり（2011・82-4）直接支払制度に対する消費者の認知と評価
- 多田理紗子・伊藤順一（2018・89-4）経営形態別にみた水田農業の経営成果と直接支払いの経済効果
- 胡柏（2006・77-4）環境保全型農業関連事業の政策効果分析
- 茅野甚治郎（2005・77-3）食料需給構造と自給率の低下
- 横山英信（2005・77-3）戦後小麦政策と小麦の需給・生産
- 矢坂雅充（2005・77-3）自給飼料生産と土地利用型畜産
- 平澤明彦・川島博之・大賀圭治（2004・75-4）世界各国の穀物自給率と耕地賦存，所得，農業保護：自給率の基礎的規定要因と日本の位置付け
- 坪田邦夫（2009・81-2）新興国等の食料需給動向と日本農業の針路
- 豊智行・甲斐諭（2002・74-1）豪州牛肉産業における安全性確保・品質保証制度の経済分析
- 中嶋康博（2002・74-2）グローバル時代の食品安全性問題と公共政策の役割：欧州農業界・農業経済学界的動向を踏まえて
- 新山陽子（2000・72-2）食料システムの転換と品質政策の確立：コンヴァンション理論のアプローチを借りて
- 林正徳（2014・86-2）国際市場における品質・安全性規律と貿易戦略
- 木立真直（2003・75-2）食品流通の転換と政策課題
- 生源寺眞一（2003・75-2）食品産業政策と農業政策：共助・共存の可能性
- 盛田清秀（2004・76-2）消費ニーズの変化と農政転換：食品産業と農業の関係から
- 品川優（2009・80-4）韓国条件不利地域に対する直接支払制度の展開と課題
- 松下京平（2009・80-4）農地・水・環境保全向上対策とソーシャル・キャピタル
- 橋詰登（2016・88-1）農村地域政策の体系化と政策課題：中山間地域等直接支払制度に焦点をあてて
- 中谷朋昭（2016・88-1）農地・水・環境保全向上対策の評価と多面的機能支払への展望：政策目標と政策効果
- 篠原孝（2001・73-2）農業政策の形成プロセス：先進国比較にみる日本の特徴
- 塩飽二郎（2002・74-2）ガット/WTO 農業交渉の回顧と展望：国際規律と日本農業
- 小針美和（2006・78-1）自民党長期政権下における政府買入米価の決定過程
- 荒幡克己（2006・78-3）米生産調整県別配分の公共選択論的分析

- 王雷軒・泉田洋一（2008・79-4）農業政策金融機関の補助金依存度：農林公庫のSDI 推計
- 塩川白良（2019・91-2）食料・農業・農村基本法の理念と政策展開：その実績と今後
- 萩原英樹（2019・91-2）外部環境の変化と政策対応：EU との比較から
- 安藤光義（2019・91-2）農村政策の展開と現実：農村の変貌と今後
- 清水みゆき（2019・91-2）食料消費の変化と政策対応
- 梅本雅（2019・91-2）日本農業における技術革新：経過と展望
- 木村崇之（2020・92-3）食料自給率目標，食料政策について
- 加藤史彬（2020・92-3）農業政策について
- 加集雄也（2020・92-3）農村政策等について
- 鈴木宣弘（2007・79-2）WTO・FTA の潮流と農業：新たな構図を展望
- 遠藤保雄（2007・79-2）欧州経済統合と関連の経済，通貨，農業・農村政策の史的レビュー
- 松原豊彦（2007・79-2）NAFTA 経済圏の形成と北米農産物市場の「一体化」
- 小林弘明（2004・76-2）わが国農政転換の国際的枠組み：WTO 体制への調和，FTA とその影響に関して
- 鈴木宣弘（2002・74-2）北米の酪農及び酪農政策の展望：WTO 体制下における比較劣位農業の存立条件
- 荘林幹太郎（2011・83-3）現代農政システムの制約要因と展望
- 小嶋大造（2018・90-2）農業政策の裁量的政策形成と法的妥当性：農政論としての法律と裁量の視座
- 田代洋一（2006・78-2）東アジア共同体のなかの日本農業：農政「改革」批判
- 本間正義（2006・78-2）国際化に対応する日本農業と農政のあり方

3. 『農村計画学会誌』で論じられた政策・制度

冒頭の「はじめに」では農村計画学会の専門性について、農業農村工学や環境学や建築学などを中心に構成されていると紹介したが、非常に多彩な分野の学際的な学会であると同時に、単なる学術研究にとどまらない組織でもある。ホームページには学会が「教育・研究者、行政実務者、技術者および地域生活者の交流・啓発の場として」発足したと記されている。このような学会の姿勢が『農村計画学会誌』にも反映されている。同誌には研究論文にとどまらず、セミナーでの現場報告や地域発の具体的な提言なども掲載されている。学会の会員以外の執筆者によるケースもある。いわば招待論文である。今回はこのように研究者とは異なる観点からの論文についても確認の対象としている。学会としての意向が招待論文にも反映されていると判断したことによる。なお、『農村計画学会誌』は年に5回発行されている。そのうちの1回は投稿論文のみで

構成されており、2004年度までは「Suppl 号」(論文別冊号)、2005年度から2020年度までは「Special 号」(論文特集号)と表現されていた。2021年度からは「農村計画学会論文集」となったが、冊子体での刊行は行われていない。発行から1年後にJ-STAGEで公開されている。以上のかたちで多数の論文が掲載されている別冊についても、今回の政策論の観点からのピックアップの対象としている。

以下では、どのような政策や制度が論じられているかを確認するが、全体を通しての共通点について、あらかじめ二つのことがらを述べておきたい。第一に、自然科学やその応用をベースとする専門家の論文であっても、筆者のような人文社会科学系の読者にも十分理解できる筆致で記述されていることである。これは先ほどのホームページの表現にもあったが、研究者の枠を超えて交流を深める姿勢が反映されているのではないか。第二に、かなりの論文が具体的な地域を対象としている。論文のタイトルやサブタイトルに地域の名称が含まれていることも多い。この点からも現地との交流を重視してきた学会のスタンスを読み取ることができる。

1) 最大の関心事は農業農村整備

論文が頻出する領域は農業農村整備である。すでに触れたように、この分野は農業の生産力強化と農村インフラの改善、すなわち農業政策と農村政策の両面を有しているが、それぞれの観点から事業の効果の評価が行われている。前者については、下荒地勝治(2000)が圃場整備事業の農地集積効果の発現要因を分析しており、菊島良介(2015)は大規模なかんがい排水事業を対象に、地理情報システムなどを利用した計量経済分析によって影響を評価している。こうした土地改良事業についても、単純に生産力の向上だけが求められているわけではない。そのような多角的な問題意識に立った論文には、伊藤寛幸(1999)のように主として水辺環境の生態系の保全に着目しながら土地改良事業の効果の測定を行ったケースがあり、安全性向上の観点から土地改良事業の効果評価手法の改善を提案した浅野耕太(2009)をあげることができる。

農村政策の色彩の強い事業としては農道の整備があり、先ほどの論文と同じメンバーによる伊藤寛幸(2000)は、オーソドックスな費用便益分析の観点か

ら農道整備事業の評価を具体的に提示している。また、浅野耕太（2003）は地域の利便性の向上という農村整備の見地に立って、具体的なケースの評価を行った論文である。さらに松本康夫（1999）は中山間地域の具体例を対象として、景観の観点から農村整備のありかたを論じている。基本法が成立した1999年という早い時期に中山間地域に着目したわけである。

農業農村整備は地域をカバーするインフラの形成であり、改善である。このような投資活動については、公共事業の効果を評価するフレームワークが存在する。よく知られているのが費用便益分析にはほかならない。『農村計画学会誌』には公共事業の評価の観点に立った論文も掲載されている。その例としては、國光洋二（1999）が地域間の産業連関分析という新たな手法に取り組んでおり、児玉剛史（2004）も公共事業の事前評価について、具体的な地域を対象としながら、複数の手法の比較を試みている。さらに栗原伸一（2001）は土地改良を対象とした論文であるが、コスト負担の実態について論じており、広く公共事業にも通じる切り口だと言ってよい。

2) ストックの維持管理も重要

新たに構築され、改善された農業農村整備のストックを維持管理するシステムも重要である。この点に関連する論文も多数存在するが、まずは日本の農業水利の組織的な特徴を提示した岩田敏靖（2000）をあげておく。タイトルのとおり、集落段階から支線・幹線水路段階の組織、さらには広域の土地改良区や国レベルの公的な組織も形成されうる点に特色がある。引用文献にも現れているが、ベテランの共著者が長年にわたって蓄積した知見をまとめ上げた論文でもある。もうひとつ、岩手県の胆沢平野の土地改良区の実態を分析したのが松村明昇（2004）であり、こちらもタイトルには重層的維持管理という表現が用いられている。また、維持管理をめぐる論文の内容には、農家以外の住民などの参加をめぐる論点も含まれている。一例が本田恭子（2011）であり、農業水利施設とくに排水路の維持管理に非農家住民が参加できる条件を論じている。特定の地域の住民を対象として実施したアンケート調査の結果を用いている。あるいは北海道をフィールドとする山本忠男（2010）は、住民のアンケート調査をベースに維持管理への参加要因を分析している。もうひとつ、岩本淳（2012）

のテーマも幹線用水路の維持管理の参加者についてである。タイトルにグラウンドワークという表現が用いられているが、これは 1980 年代に英国で開始された市民・企業・行政の連携による環境改善活動のことである。

以上のように『農村計画学会誌』においては、ストックの形成・改善とストックの事後的なケアの両面から農業農村整備をテーマにした論文が少なくない。ただし、いずれも食料・農業・農村基本法との関係を正面から論じているわけではない。農村政策を概観したさいにも確認したように、農業農村整備は基本法によって生み出された政策ではない。それでも『農村計画学会誌』では頻出するテーマなのである。などと申し上げたうえで、ここからは基本法と関係の深い論文にも言及することにしよう。

まずは農業農村整備と重なりながら 2007 年にスタートした農地・水・環境保全向上対策についてである。制度が発足してまもない時期の論文には本田恭子（2010）と中村省吾（2010）があり、それぞれ兵庫県と滋賀県をフィールドとして実施した調査に基づいている。早期に実態の把握と課題の抽出に取り組んだと言ってよい。そして数年後には制度に基づく活動について分析した結果が論文として公表されるようになる。中村省吾（2013）は多彩な関係性を組み込んだ社会的ネットワークの枠組みを用いながら、活動組織の特徴を浮き彫りにしている。フィールドは京都府内である。また、高山太輔（2014）は北海道を対象として対策が地域社会にもたらしたインパクトを計量経済学的手法で分析している。さらに遠藤和子（2016）は対策が期待していた非農家住民の参加に着目しながら、活動の評価を試みている。なお、制度の名称が変更されたことから、論文のタイトルには「農地水施策」が用いられている。同様に農村協働力の観点から論じている竹田麻里（2018）は、制度を「多面的機能支払」と表現している。

3) 中山間地域等直接支払と環境政策をめぐって

基本法によって生まれた制度としては、中山間地域等直接支払も論じられている。まずは導入直後のタイミングにおいて、久保田義喜（2000）が直接支払制度の解説を行うとともに、中山間地域農業の公益的な機能について論じている。また、導入からまもない時期の論文としては米澤健一（2002）、米澤健一

(2004)、米澤健一(2006)の3編が印象的である。新潟県内の自治体をフィールドとして、直接支払の現実の姿を把握するとともに、立地条件などによって集落協定のタイプが異なることも確認している。さらに、こうした実証的な調査研究に取り組みながら、中山間地域の指定基準を検討するなど、制度のありかたにも言及している。むろん中山間地域の直接支払が短期的に効果をフルに発揮するというわけではない。したがって、効果の分析のためには一定の時間の経過が必要な面がある。奥山仁志(2014)は3期対策の段階において、集落営農に関わる農家の意識に与えた影響を分析している。

すでに触れたとおり、基本法では中山間地域の支援の根拠として「多面的機能の確保を特に図るため」と謳われており、『農村計画学会誌』でも取り上げられている。たとえば中嶋康博(2003)は外部性や公共財などの経済学のコンセプトによって多面的機能の本質を整理している。あるいは国際比較の観点から多面的機能をめぐる議論を紹介した論文に作山巧(2003)がある。当時の著者は海外での職務経験が豊富な行政官であった。さらに、これらの理論的・制度論的な接近だけではなく、現場の具体的な取り組みへのアプローチもある。先ほどの3編が掲載された著者は中山間地域等直接支払による多面的機能の維持増進効果についても、集落レベルの実証研究を行っている(米澤健一(2003))。なお、多面的機能は農業生産のプラスの副産物であり、中山間地域に限定されるわけではない。したがって平泉光一(2003)のように、土地改良事業の有無によって多面的機能の住民評価を比較した論文も存在する。

多面的機能がプラスの副産物であるのに対して、農業の環境への負荷はマイナスの副作用だと言ってよい。以下では環境保全をめぐる政策に着目することにしたい。『農業経済研究』ではほとんど取り上げられていないことを指摘したが、『農村計画学会誌』では2002年に地域の環境問題の特集が組まれたこともあって、多くの論文に接することができる。また、のちに触れる直近の1編を除くと、特集論文も含めて、いずれも地方自治体による環境政策を論じている。この点にも二つの学会誌の違いを確認することができる。

地域の環境問題をテーマとして構成された2002年の特集では、政策を取り上げた論文が中心となった。糸賀黎(2002)が特集の総説を担当したわけだが、当時の著者は長野県自然保護研究所に所属していた。また、特集には行政部局

も参加しており、市の環境基本条例の制定に至るまでの経過を紹介している(柏市環境部環境保全課(2002))。さらに青柳みどり(2002)が地方自治体の環境政策の方法を中心に現状の分析と課題を提示し、中口毅博(2002)は直近の国際的な議論を踏まえつつ、市町村への詳細なアンケート調査に基づく議論を展開している。このように地方に立脚した環境政策の議論というスタイルは、その後の論文にも継承されている。具体的には佐々木宏樹(2005)が滋賀県の環境保全農業をめぐる政策の計量的な分析を行っている。当時の著者は行政官から農林水産政策研究所に転じたところであった。同じく滋賀県を対象にした黒澤美幸(2005)は、取り組んでいる農家の意識の分析を提示している。また、農村に環境保全型の政策を導入したさいに自治体の運営に生じる変化などに着目した論考に重岡徹(2010)がある。そして、この項の最後に青柳みどり(2021)を紹介するわけだが、気候変動への対応をはじめとする世界の情勢を解説するとともに、「みどりの食料システム戦略」にも触れている。今回の探索でただひとつ出会った国としての環境政策への言及である。

4) 多彩な政策・制度が議論の対象に

環境保全に取り組む制度には国レベルとは異なるケースが存在するが、国の制度についても一般にはあまり熟知されていないものもあるだろう。そのようなケースに関する論文が少なからず含まれている点も『農村計画学会誌』の特徴と言えるのではないか。具体例を紹介する。

渡辺貴史(1999)は生産緑地法の改正後について、東京都練馬区の事例によりながら、市街化区域内農地の開発の問題点を指摘している。同法は1972年に施行され、1992年に改正されている。市街化区域内の生産緑地であるから、都市的な地区についての課題であり、法律としては国土交通省の所管である。牛野正(2001)が取り上げた集落地域整備法(1988年施行)も、農業の生産条件と都市環境との調和を掲げている点では、対象が生産緑地法と重なる面がある。所管は農林水産省と国土交通省である。著者は神戸市内の地域計画から生まれた理念である神出方式を推奨している。このように土地の利用形態に直接関わるわけではないが、地域環境のありかたに影響しうる点では、2004年施行の景観法を対象とした論文も興味深い。すなわち落合基継(2007)は景観法を活用

するかたちで農業振興地域の整備計画を策定した滋賀県の事例に基づく議論を展開している。景観法を所管するのは国土交通省と農林水産省と環境省である。

2019年にはため池法が施行される。正式名称は「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」であり、農業用ため池に限定されることから、農林水産省の所管のもとにある。法律施行の年には『農村計画学会誌』で特集が組まれており、山本恵太（2019）が法律の概要を解説している。著者は農林水産省で担当していた行政官である（農村振興局整備部防災課）。この報告を受けるかたちで、設楽徹（2019）は山形県におけるため池の防災対策について紹介している。こちらの著者は県の農林水産部農村整備課の担当職員である。法律の施行の年に特集の掲載が行われている点は、現場での課題にいち早く応える農村計画学会の理念の反映でもある。このように素早い調査研究は農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払の論文についても認められた。こうした学会の特色についてさらにひとこと付け加えるならば、2011年3月11日の東日本大震災を受けて、1年後の学会誌には「復興再生の課題と展望」と題した大きな特集が設けられている。その後も大小の特集が繰り返されており、農業経済学会などとの違いも伝わってくる。この点の学会間の比較については福与徳文（2022）が印象的であった。

以上は掲載された論文の対象に即して『農村計画学会誌』の特色を浮き彫りにしたわけだが、逆に取り上げられない、あるいは稀である領域も確認しておきたい。それは農業政策であり、とくに農業の経済環境を左右する政策についての論文は少ない。例外的にピックアップされたのは、米の生産調整を論じた崎絵美（2000）と崎絵美（2001）であり、2009年の法改正を受けた企業などの農業参入を取り上げた平松敬介（2014）であった。いずれも地域の農業関係者に影響をもたらす可能性があり、その意味で農村社会に向き合う学会の趣旨にもマッチしている面がある。農業政策が論じられていないと申し上げたが、農業農村整備や中山間地域の支援などに農業政策の側面があることは再三指摘したとおりである。同時に、これらの政策・制度がカバーするのが主として水田農業であることも指摘しておきたい。対象が農業経営に影響する政策であり、しかも水田農業以外の領域という点で例外的な論文だったのが、酪農をめぐる制度と政策を解説した清水池義治（2019）である。酪農乳業界でよく知られた

著者が登場したのは、掲載された 38 巻 2 号が珍しく酪農を特集していたことによる。

なお、農林水産省の行政官や行政官 OB による論文も確認できる。すでに多面的機能や環境政策、ため池法などで紹介したとおりである。あるいは、行政官の杉中淳（2009）は日本の政策ではないものの、EU の共通農業政策の動きを解説している。このほか OB による論文には元杉昭男（2003）と元杉昭男（2005）がある。現役時代に農業農村整備に深く携わった経験もあって、旧基本法のもとでの農業農村整備の経緯を振り返るとともに、長期の視点から農村政策のありかたを展望している。近年の農業経済学会では行政と学会が連携したシンポジウムが開かれているが、農村計画学会においても学術的な交流の蓄積がある。

資料 2

『農村計画学会誌』掲載論文

「著者名（発行年・巻-号）論文タイトル」を本文登載順に記載
別冊の Suppl 号と Special 号は「発行年・巻-号」の号を「別」と表記

- 下荒地勝治・佐藤洋平・橋本禪・吉沢幸男・堀勝也（2000・19-別）圃場整備事業において面的集積を促進させる要因の研究：駒ヶ根市下平地区を事例として
- 菊島良介・中嶋晋作（2015・34-別）国営かんがい排水事業の地域農業への影響評価：空間データベースモデルの適用
- 伊藤寛幸・出村克彦・佐藤和夫（1999・18-別）水辺環境に配慮した土地改良事業の経済効果測定：近自然河川工法による生態系保全機能算定方法の改善
- 浅野耕太・松下京平（2009・27-4）土地改良事業における安全性向上効果の推計：仮想現実的状况下でのセレクションバイアスの修正
- 伊藤寛幸・出村克彦・佐藤和夫（2000・19-別）農道整備事業における費用便益分析：内部収益率、純現在価値及び便益率の算定
- 浅野耕太・渡邊正英（2003・22-別）農道整備の地域利便性向上効果の経済評価：大阪府南河内グリーンロードを事例として
- 松本康夫・西野純功・三宅康成（1999・18-別）中山間地域の景観を活かした農村整備構想：岐阜県白鳥町白鳥東部地区
- 國光洋二・片岡剛士・横山重宏・今井一雄（1999・18-3）公共事業が地域経済活性化に及ぼす影響に関する分析：地域間産業連関分析における部門及び地域再分割の試み
- 児玉剛史・竹下広宣（2004・22-4）公共事業の事前評価法に関する研究：仮説的トラベルコスト法の応用

- 栗原伸一・吉田昌之（2001・20-1）土地改良区経費の主体別負担率に関する研究
- 岩田敏靖・岡本雅美（2000・19-別）日本の重層的農民水利組織の構造と機能
- 松村明昇・広田純一（2004・23-別）大規模土地改良区における農業水利施設の重層的維持管理の実態と課題：岩手県胆沢平野土地改良区を事例として
- 本田恭子（2011・30-1）農業用排水路の維持管理に対する非農家の参加条件：農業用水および用排水路の管理形態に着目して
- 山本忠男・長澤徹明（2010・28-別）地域住民の農業水利施設維持管理への参加要因
- 岩本淳・弘重穰・中島正裕・千賀裕太郎（2012・31-別）グラウンドワークを活用した幹線用水路の維持管理活動：中間支援組織としての土地改良区の役割
- 本田恭子・山下良平（2010・28-別）農地・水・環境保全向上対策への参加条件と地域ぐるみ共同活動の実状：地域資源管理への非農家の参加が見られる兵庫県福崎町を事例に
- 中村省吾・星野敏・橋本禅・九鬼康彰（2010・28-別）集落組織の経験と特性が農地・水・環境保全向上対策の実施に及ぼす影響：滋賀県「農村まるごと保全向上対策」実施42集落を対象とした調査をもとに
- 中村省吾・星野敏・萩原和・橋本禅・九鬼康彰（2013・32-別）社会ネットワークの観点から見た農地・水・環境保全向上対策の活動組織の特徴分析：京都府亀岡市神前区を事例として
- 高山太輔・中谷朋昭（2014・33-3）傾向スコアマッチング法による農地・水・環境保全向上対策のインパクト評価：北海道における共同活動支援を対象として
- 遠藤和子（2016・35-別）農地水施策における住民による水路等補修活動の評価：三重県多気町勢和地域の事例より
- 竹田麻里（2018・36-4）多面的機能支払と農村協働力：政策評価の視点から
- 久保田義喜（2000・19-3）直接支払い制度導入と中山間地域農業
- 米澤健一・大久保悟・武内和彦（2002・21-別）中山間地域等直接支払制度交付金の支出傾向の解明：平成13年度収支報告書の分析による新潟県十日町市の事例研究
- 米澤健一・武内和彦（2004・23-別）農地の傾斜条件による中山間地域の指定基準の検証
- 米澤健一・武内和彦（2006・25-別）中山間地域等直接支払制度における集落協定の規模と農地の立地条件による類型化：新潟県旧十日町市における事例研究
- 奥山仁志・小沢互（2014・33-別）中山間地域等直接支払制度が集落営農組織づくりに向けて農家の意識形成に与える影響：ソーシャル・キャピタルと制度参画者の評価分析を通じて
- 中嶋康博（2003・22-1）多面的機能論と貿易政策
- 作山巧（2003・22-1）農業の多面的機能に関する国際比較：先進国における優先的要素と政策手段
- 米澤健一・武内和彦（2003・22-1）中山間地域等直接支払制度が集落レベルの多面的機能の維持増進に及ぼす効果：新潟県十日町市における事例研究
- 平泉光一・斎藤順（2003・22-別）土地改良事業が農用地の多面的機能に及ぼす影響：整備地区と未整備地区の住民による総体的評価の比較
- 糸賀黎（2002・21-3）地方自治体における地域環境政策の展開

- 柏市環境部環境保全課（2002・21-3）市民参画による環境基本条例の制定：制定までの経過を中心に
- 青柳みどり（2002・21-3）地方自治体における環境政策の現状と課題
- 中口毅博・糸長浩司（2002・21-3）農山村自治体における持続可能な発展政策の現状と課題
- 佐々木宏樹（2005・23-4）滋賀県環境農業直接支払い政策における意識構造分析：WTPを含んだ共分散構造モデルの適用
- 黒澤美幸・手塚哲央（2005・24-別）地域環境の改善を目的とした環境保全型農業への取り組み農家の意識分析：滋賀県の環境こだわり農業を対象として
- 重岡徹・山本徳司・栗田英治（2010・29-3）農村環境保全施策の導入にともなう地域自治運営の再編
- 青柳みどり（2021・40-2）気候変動政策総論～政策の動き，目標設定とその意味：パリ協定と中期目標，長期目標をめぐって
- 渡辺貴史・大村謙二郎（1999・18-別）生産緑地法改正後の市街化区域内農地の開発と問題点：東京都練馬区を事例として
- 牛野正（2001・20-別）集落地域整備法による計画づくりの意義と課題：神出方式拡張型の提案
- 落合基継・横張真（2007・26-別）農村地域における景観法の活用：滋賀県近江八幡市での景観農業振興地域整備計画策定を通じて
- 山本恵太（2019・38-3）「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の概要：農業用ため池の適正な管理を目指して
- 設楽徹（2019・38-3）山形県におけるため池の防災減災対策の取り組み：地域住民の防災意識の向上に向けて
- 福与徳文（2022・40-4）災害と学会誌
- 崎絵美・高橋強（2000・19-別）米の生産調整と地域農業特性の関連性に関する研究：京都府44市町村を対象として
- 崎絵美・高橋強（2001・20-別）米の生産調整実施農地の利用および管理実態に関する研究
- 平松敬介・榎本弘行（2014・33-別）2009年農地法改正後の一般法人の農業参入制度の評価と課題
- 清水池義治（2019・38-2）日本の酪農に係る政策・経済と酪農の変遷
- 杉中淳（2009・28-2）EU共通農業政策ヘルスチェックの概要について
- 元杉昭男（2003・21-4）農業基本法制下における農業農村整備事業予算の構造と動態
- 元杉昭男（2005・24-3）農村政策の史的展開と今後の展望

4. 『フードシステム研究』で論じられた政策・制度

フードシステム学会についてもホームページを確認すると、「川上の農水産業、川中の食品製造業、食品卸売業、川下の食品小売業、外食産業、それに最

終消費である食生活が、それぞれ相互関係を持ちながら全体としてフードシステムを構築している」と記載されている（きのこ類を考慮すれば、川上は農林水産業であろう）。農業の分野だけでなく、川下側に位置する食品産業をカバーする学会として誕生したわけである。すでに紹介したように 1994 年に設立されたのだが、このタイミングには食料政策の転換点と重なる面がある。戦時中の 1942 年に施行された食糧管理法が 1995 年に廃止されたのである。フードシステム学会は食の流れの全体把握を強調しているが、筆者自身はさらに次の要素の重要性を強調してきた（注 3）。それは、もっぱら川上側からシステムを論じるのではなく、消費の段階を起点として全体を捉える姿勢にほかならない。いわば双方向のアプローチが大切なのである。食管法が廃止されたことは、川上から食の流れを把握・制御する政策からの脱却を象徴するできごとだった。

1994 年の設立後しばらくは『フードシステム研究』が年に 2 回発行された。2001 年度から年 3 回、2008 年度からは年 4 回となって現在に至っている。また、2004 年度からは大会のシンポジウムの登壇者による論文も掲載されている。さらにフードシステム学会も比較的小規模なシンポジウムを企画している。セッションや研究会などと表現されるケースもある。『フードシステム研究』が年 4 回の発行となった 2008 年度以降は、こうしたイベントの登壇者による論文も掲載されている。以下では 1999 年度から 2022 年度前半までについて、政策・制度の観点から論文をピックアップしていくが、ほとんどが食品をめぐるテーマという結果になった。

1) 食品安全の課題に向き合う

食料をめぐる政策をあえて大別するならば、食料の必要量の確保すなわちフードセキュリティの領域と食品の質的な安全の確保すなわちフードセーフティの領域である。このような視座を改めて提示しているのが新山陽子（2005）である。多様化したフードシステムのもとでも基本的な視座に変わりがないことを示すとともに、日本の食料の海外依存度が高い点にも注意を促している。『フードシステム研究』への登載件数としては、大別した二つの領域のうち食品の安全問題の論文が多数を占めていた。その理由のひとつは、複数の大会シンポジウムにおいて食品の安全がテーマとされたことであった。そこでまずは安全

問題をめぐるシンポジウムの報告論文から紹介することにしよう。

最初のシンポジウムは「安全・安心をめぐるフードシステムの技術的・制度的課題」をタイトルとして開催された。登壇者4名で構成されたが、自然科学と社会科学から2名ずつであった。自然科学がベースの論文は河野澄夫(2005)と後藤哲久(2005)であり、前者は食品の非破壊検査の課題を論じ、後者は安全確保のための分析方法を提示している。一方、社会科学からは栗原伸一(2005)と荒幡克己(2005)が掲載されている。前者は食品の安全性をめぐる消費者の意識を分析しており、後者は食品安全をめぐる政策の形成過程について経済学のフレームを応用しながら評価している。このように技術の領域を自然科学の研究者が担当し、制度の領域を社会科学の研究者が担当する構図には、フードシステム学会の文理融合的な特徴が現れている。コミュニケーションにはそれなりの工夫が必要に違いないが、専門性を異にする発信がひとつの会場において行われること自体に意味があると言うべきであろう。

次のシンポジウムは2011年に開催された。タイトルは「食品安全行政と支援科学の役割：レギュラトリーサイエンスを考える」であった。キーワードはレギュラトリーサイエンスであり、メインのタイトルに行政と支援科学とあるように、行政への橋渡しとなる科学のありかたを意味している。食品安全の問題に必要なアプローチであるとの判断から掲げられたタイトルであった。登壇者の論文のうち山田友紀子(2011)と川久通隆(2011)の著者は社会科学の研究者ではない。前者は農林水産省の行政官として登壇したが、食品総合研究所の職歴もあることから、科学と行政の関係について丁寧論じている。後者は兵庫県の職員として取り組んだ経験をベースに、研究側への要請を提示している。一方、社会科学からの報告論文は工藤春代(2011)と立川雅司(2011)であり、双方とも国際的な動向に留意しながら基本的な概念について分かりやすく説き起こしている。

シンポジウムの報告論文としては2012年のシンポジウムにも触れておきたい。この回は「フードシステム研究のニューウェーブ」という幅広いタイトルであり、4つの基本課題のひとつとして食品安全政策が掲げられた。報告者と共同討論者のかたちで3名が登壇している。すなわち報告の中嶋康博(2012)は改めて食の安全をめぐる制度の基本的な課題を整理し、共同討論として合崎

英男（2012）が計量分析の課題を提起している。もうひとりの共同討論者の論考として、清原昭子（2012）は国内の研究動向の把握が重要だとしている。この分野の研究課題の設定はいわば現在進行形であり、定型的な解は得られていないとみるべきであろう。

シンポジウム以外の論文も数編が掲載されている。結果として、食品の安全をめぐる政策・制度が国際レベル、国レベル、自治体レベルで論じられている点が印象的である。ひとつは総説として掲載された杉中淳（2012）であり、EUの政策を包括的に解説している。当時の著者は農林水産省から外務省に出向していたが、それ以前から欧州連合との関わりが深かった。日本の政策について論じているのが工藤春代（2020）であり、タイトルに含まれる規制や監視といった表現がこの分野の政策・制度の性質を表している。さらに地方自治体レベルの実態にアプローチしたのが清原昭子（2020）である。自治体が対象のアンケート調査をベースに、食品安全の専門職の現状を分析しているところにオリジナリティがある。さらに食品製造の企業の取り組みに踏み込んでいるのが山本祥平（2012）であり、汚染事故の発生時の危機管理作業のありかたについて、事例を踏まえた考察を提示している。また、海外からの農産物をめぐる取り組みも重要であり、三浦千明（2018）が違反防止に有効な具体例を提示している。

食品安全政策の項を終えるにあたって、氏家清和（2012）にも触れておきたい。論文は政策を直接の対象としているわけではないが、東日本大震災の原発事故による農産物の汚染に着目し、いわゆる風評被害の問題も含めてリスク評価のありかたを論じている。なお、次項で具体的な論文に触れるが、フードシステム学会は発災した 2011 年の大会で東日本大震災関連特別セッションを開催している。

2) 食品アクセスと食料確保をめぐって

最初に紹介した新山陽子（2005）が指摘するように、フードセーフティと並ぶ課題がフードセキュリティであるが、これにもさまざまなレベルが存在する。この点を念頭にいくつか論文に言及するが、まずは東日本大震災と食料確保をめぐる議論を紹介する。いまでも述べたとおり、震災後の大会では特別セッションが開かれた。そこでは多彩な登壇者、とくに東北地方とつながりのある研究

者によるメッセージが発信された。内容も多彩であったが、セッションの前半の総括にあたる川村保（2011）が印象的である。「震災と食料アクセス」とのタイトルが災害時の食料確保問題の重要性を端的に表現している。セッションには後半があり、さらに次の大会では2回の特別研究会が開催され、第1回は「フードシステムと東日本大震災」がテーマであった。詳細は省略するが、川村保（2012）が総括として食材の供給問題などが論じられたことを報告している。

問題は不測時の食料確保だけではない。日常的に十分な食料を入手できないフードインセキュリティの状態は、ここ日本社会においても広がり始めている。いま言及した特別研究会の第2回は「食料品アクセス問題の現状と対応」のタイトルで行われた。この領域で先駆的な調査研究に取り組んでいた研究者を招くなど、充実したミニシンポジウムになったようだ。その内容は総括の木立真直（2012）に簡潔に示されているが、サブタイトルのフードデザートや買い物弱者といった表現も日本社会に徐々に浸透しつつあった。社会の課題に応える学会の姿勢を感じるとともに、政策論としてはむしろ先行した面がある。周知のとおり、昨年の基本法改正のポイントのひとつが食品へのアクセス問題への対応だったが、フードシステム学会では10年前に議論の対象とされていた。

フードセキュリティについては、国際環境のもとでの食料の確保も問われている。この論点については2016年にシンポジウムが開催された。タイトルは「TPPと新たな食・農・地域」であり、交渉が妥結したTPP協定を具体的な素材として、食料をめぐる貿易問題が論じられている。5名の登壇者であったが、多角的なアプローチによって構成された。まず、著者が農林水産省の行政官の池淵雅和（2016）は農政のTPP対応のありかたを提案している。状況の変化をめぐる詳細な解説でもあった。また作山巧（2016）は、非常に多くの品目をカバーしながら短期間で合意に至った要因について、細部にわたる分析を提示している。こちらも農林水産省時代の国際領域の経験がベースにあると言ってよい。一方、農業の分野ごとの議論も展開されている。仙北谷康（2016）は、北海道の畑作を念頭にTPP協定による影響と対応策について論じている。さらに前田浩史（2016）は酪農とその川下の乳業について、TPP合意への対応について具体的な構想を述べている。当時の著者は（一社）Jミルクの専務理事であり、酪農乳業の産業界からの発言であった。多角的なアプローチという意味で

は、森高正博（2016）がブランディングの観点から農産物の輸出に向けた戦略を提起している点も見逃せない。なお、食料をめぐる国際環境の変化として、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻の影響などにより、世界の食料需給にリスク要因が高まっている。本稿は2022年度前期までの学会誌を対象にしたことから、論文には言及しないが、最近の学会シンポジウムなどでは盛んに議論が交わされている。

もうひとつ補足しておく。食料の確保の課題については、供給の側から生じているとして取り上げられることが多い。けれども需要の側の変化によって、供給側に対応が求められるケースも存在する。その典型が2020年初頭から拡大した新型コロナウイルスによる感染であった。フードシステム学会では2021年大会のシンポジウム「新型コロナウイルス感染症拡大下におけるフードシステム」を皮切りに、研究会やミニシンポを開催している。政策・制度を正面から取り上げてはいないので、具体的な論文の提示は控えるが、フードシステム学会の特徴を読み取ることができる。ひとつには問題が生じたさいに学会のテーマとして取り上げるスピード感であり、東日本大震災のケースとも共通している。さらに、そもそも川上の供給側からだけでなく、川下の需要サイドからのアプローチを大切にしている。これもフードシステム学会の理念に合致している。

3) フードシステムをめぐる政策とは

食品の安全や食料の確保について、政策にも関連した論文が掲載されていることを確認したわけだが、そもそもフードシステムをめぐる政策や制度をどのように理解すべきか。フードシステムが農林水産業から消費者までをカバーすることから、政策も広範囲に及ぶことになるだろう。農業政策や栄養政策といった既存の政策との関係も考慮する必要がある。このような領域の整理も含めて、フードシステムの政策のさまざまな分野に着目した論文を紹介する。まず2001年度第1号の『フードシステム研究』には、政策をめぐる4編の論文が掲載されている。これは前年に開催されたシンポジウム「フードシステムをめぐる政策の課題と体系化の方向」の登壇者が、それぞれ報告の内容を論文として投稿したものである。生源寺眞一（2001a）と生源寺眞一（2001b）は実質的に

論文の前編と後編である。内容としては産業政策、競争政策、社会的規制の三つのカテゴリーのもとで、食品産業と消費者をカバーする領域をフードシステムの政策体系と位置づけている。この論文をベースに食品産業政策と農業政策の関係のありかたを論じたのが『農業経済研究』の生源寺眞一（2003）であった。一方、甲斐論（2001）は具体的な政策課題に着目している。「植物防疫法」や「家畜排せつ物法」などの法律の動向を確認し、フードシステムにいかなる影響をもたらしたかが論じられている。具体的な提起という点では谷野陽（2001）も共通している。すなわち、食品の規格・基準・表示の制度を取り上げている。著者は農林水産省のOBであり、国際的なハーモナイゼーションの課題を含めて詳細な議論を展開している。

政策をめぐる議論については、農林水産省の行政官の経験を活かした寄稿も少なくない。谷野陽（2001）から10年が経過した時点で西藤久三（2011）が掲載されるが、食品をめぐる政策・制度のレベルアップへの期待が表明されている。農林水産省のOBであるとともに食品産業センターの理事長としての発信でもあった。さらに2014年には神井弘之（2014）が掲載される。2012年に農林水産省が公表した「食品産業の将来ビジョン」を踏まえた長文の投稿論文である。すでに職場は大学に移っていて、農林水産省の行政官としての経験を活かしつつ、学会での議論も十分に咀嚼した論考が提示されている。そして同年度の大会では「日本フードシステム学会における政策研究への期待」と題した研究会が開催されたが、その座長も務めたうえで、解題として神井弘之（2015）は政策研究の重要性と不十分性を強調している。研究会登壇者4名の報告論文は清原昭子（2015）、櫻井清一（2015）、木立真直（2015）、石塚哉史（2015）であり、順に食品の安全、6次産業化、食品製造業と卸売業、食品の輸出について、政策のありかたを論じている。その後も政策をめぐる議論の場が設けられており、2018年に開催されたパネルトークについて座長の立場から総括したのが金山紀久（2019）であり、行政、学会、食品製造業の立場から登壇された報告者の議論を詳細にまとめている。

この項では政策の議論についてやや抽象的な紹介を行ったが、最後に具体的な制度をめぐる論文に触れることにする。まずはGAP認証についてであり、論文2編を紹介する。矢野貴巳（2021）はGAP認証の団体認証について、流通段

階の仲卸が取り組んでいる状況を分析している。二人の著者は GAP 制度の運用組織の職員であり、まさに現場目線の論文が掲載されている。もう 1 篇は窪田さと子（2021）であり、認証された全国の畜産経営を対象にアンケート調査を実施し、GAP の意義と課題を整理している。論文の著者には外食産業の職員も含まれている。農業生産工程管理と訳されるように、GAP は農業の段階を直接の対象としているが、質の高い農業生産が営まれるとき、その評価は川下の食品産業の領域にも及ぶことであろう。フードシステムと関わりの深い制度だと言ってよい。

農産物や食品の差別化につながるという意味では、地理的表示などの制度も重要な役割を果たしつつある。フードシステム学会では地域ブランドの構築についても研究会を開催し、登壇者による 4 編の論文が掲載されている。まず小林哲（2019）は地域団体表示との比較を行いながら、地理的表示の特色と課題を整理している。続く内藤恵久（2019）は EU や米国の状況も解説しながら、貿易交渉との関連も含めて地理的表示制度の役割を論じている。さらに SDGs への貢献という視点から地理的表示制度の実態を明らかにしているのが木村純子（2019）である。イタリアのチーズと三島市の馬鈴薯について現地調査が行われている。そして八木浩平（2019）が 4 編目だが、こちらは農林水産政策研究所の 7 名が執筆者である。地理的表示と地域団体表示の比較研究としての側面があり、10 を越える事例の詳細な現地調査を実施するなど、多大なエフォートが投じられている。

GAP と地理的表示に関する論文を紹介したわけだが、農業から食品産業までの製品差別化につながることから、『フードシステム研究』の大切なテーマでもある。これらの制度が農産物や食品の価値の向上をバックアップしているからである。食品の安全を支える政策・制度には規制としての側面が強いのに対して、GAP や地理的表示などの制度には支援としてのスタンスが貫かれている。

資料 3

『フードシステム研究』掲載論文

「著者名（発行年・巻-号）論文タイトル」を本文登載順に記載

- 新山陽子 (2005・12-1) フードシステムの多様な広がりと食料安全保障・食品安全確保
- 河野澄夫 (2005・12-2) 食品の異物・危害等に関する非破壊検査の現状と課題
- 後藤哲久 (2005・12-2) 食品の安全性を確保するための高品質な分析のための仕組み
- 栗原伸一 (2005・12-2) 食品に対する消費者意識と安全性評価
- 荒幡克己 (2005・12-2) 食品安全政策の政治過程に関する公共選択論的接近
- 山田友紀子 (2011・18-2) 食品安全行政と科学の必要性
- 川久通隆 (2011・18-2) 地方自治体における食品安全行政の進展：研究者への要望
- 工藤春代 (2011・18-2) リスクアナリシスをめぐる社会科学系研究の国際動向
- 立川雅司 (2011・18-2) 萌芽的技術をめぐる食品安全の課題とレギュラトリーサイエンス：
ナノテクノロジーを事例として
- 中嶋康博 (2012・19-2) 食の安全・信頼の制度と経済システム
- 合崎英男 (2012・19-2) 食の安全・信頼の制度と経済システムに関する計量分析の課題
- 清原昭子 (2012・19-2) 食品安全行政、制度に関する社会科学研究の国内における動向
と課題
- 杉中淳 (2012・19-3) 欧州連合の食品安全政策の体系
- 工藤春代 (2020・26-4) 日本における食品安全規制および監視の現状と課題
- 清原昭子・工藤春代・高鳥毛敏雄・鬼頭弥生・新山陽子 (2020・26-3) 地方自治体における
食品安全行政専門職の現状と課題：地方自治体へのアンケート調査
- 山本祥平 (2012・19-2) 食品汚染事故発生時に食品製造業者が実施する危機管理の作業原
則の構築：食品事業者の危機管理システムの事例分析を手掛かりに
- 三浦千明・湯川剛一郎・濱田(佐藤)奈保子・篠田直樹 (2018・24-4) 輸入農産物の食品衛
生法違反防止のための HACCP の考え方の適用と有効性：輸入業プロセスにおける農産物
中のアフラトキシン管理を実例として
- 氏家清和 (2012・19-2) 放射性物質による農産物汚染に対する消費者評価と「風評被害」：
健康リスクに対する評価と産地に対する評価の分離
- 川村保 (2011・18-3) 震災と食料アクセス、消費者対応の実際
- 川村保・佐藤和憲 (2012・18-4) フードシステムと東日本大震災：教訓と復興への提言
- 木立真直・高橋克也 (2012・18-4) 「食料品アクセス問題の現状と対応」(フードデザート・
買い物弱者などの多面的視点から)
- 池淵雅和 (2016・23-2) TPP の国内農業への影響と対策：農政新時代：努力が報われる農林
水産業の実現に向けて
- 作山巧 (2016・23-2) TPP 合意における日本の農産品自由化の規定要因：交渉ルールの役割
の検証
- 仙北谷康 (2016・23-2) 大規模畑作地帯のゆらぎと新たな取り組みの担い手
- 前田浩史 (2016・23-2) 酪農乳業の課題と求められる取り組み：TPP 大筋合意の影響に関す
る論点と国内対策の課題
- 森高正博 (2016・23-2) 農産物輸出におけるマーケティング戦略の課題：ブランディング
戦略の観点から

- 生源寺眞一（2001a・8-1）フードシステムをめぐる産業政策：フードシステムと政策理論（その1）
- 生源寺眞一（2001b・8-1）フードシステムをめぐる競争政策と社会的規制：フードシステムと政策理論（その2）
- 甲斐論（2001・8-1）制度・政策の再編とフードシステムの構造変動
- 谷野陽（2001・8-1）フードシステムのグローバル化と諸規制のハーモナイゼーション
- 西藤久三（2011・17-4）食品産業・食品行政をめぐる動向と課題（FCPへの期待）
- 神井弘之（2014・21-1）「食品産業の将来ビジョン」における食品産業政策の分析
- 神井弘之（2015・22-1）日本フードシステム学会における政策研究への期待：「木」も「森」も見るためのインターディシプリナリーな活動の展開
- 清原昭子（2015・22-1）食の安全と信頼の確保に関わる施策の展開と課題
- 櫻井清一（2015・22-1）6次産業化政策の課題
- 木立真直（2015・22-1）食品産業の新展開と公共政策の課題：食品製造業と卸売市場を対象に
- 石塚哉史（2015・22-1）農産物・食品輸出戦略の現段階と課題に関する一考察
- 金山紀久（2019・25-3）パネルトーク報告：テーマ「フードシステムと政策」
- 矢野貴巳・橋本良子（2021・27-4）GAP認証における団体事務局の役割評価：仲卸業者による取組事例より
- 窪田さと子・耕野拓一・奥野亜美（2021・27-4）JGAP家畜・畜産物認証取得経営体による認証評価と制度的課題
- 小林哲（2019・26-2）地域ブランド論における地理的表示保護制度の理論的考察
- 内藤恵久（2019・26-2）地理的表示保護制度を巡る国内外の状況
- 木村純子（2019・26-2）地理的表示（GI）の持続可能な開発目標（SDGs）への貢献：イタリアと日本の事例から
- 八木浩平・久保田純・大橋めぐみ・高橋祐一郎・菊島良介・吉田行郷・内藤恵久（2019・26-2）地域ブランド産品に対するブランド保護制度への期待と効果

むすび

三つの学会の政策・制度をめぐる論文に着目したわけだが、取り上げられる頻度の高い分野には違いがあった。改めて繰り返すことは避けるが、筆者の印象に残ったいくつかの点に触れておきたい。農業経済学会は比較的幅広く政策を論じているが、政策の形成過程に言及している論文もあった。歴史としての確認や考察は学会に定着した視点のひとつであろう。農村計画学会では自治体レベルの環境政策が取り上げられていた。また、集落整備法やため池法なども論じられている。筆者は政策・制度に関する自身の視野が不十分だったことを

自覚した次第である。食品の安全はフードシステム学会の重要なテーマであるが、規制の観点からだけでなく、評価の向上を支援する見地から GI や GAP など論じていることも新鮮であった。

農村計画学会とフードシステム学会の取り組みには、農業経済学会との違いも確認できる。いわば政策・制度のユーザーへの対応を大切にする姿勢である。現場重視と言い換えてもよいだろう。象徴的だったのが、両学会とも東日本大震災の発災からまもない時期にシンポジウムを開催していることである。フードシステム学会は新型コロナウイルスにも即座に対応している。現場重視という点では、農村計画学会の多くの論文のタイトルに地域の名称が記述されていることはすでに触れたとおりである。

学会と行政の交流や連携についても、三つの学会それぞれに持ち味があると言ってよい。しばしば行政官やその OB が論文などを寄稿している点は三学会に共通している。これに加えて近年の農業経済学会では、農林水産省と連携しながらシンポジウムや研究会が開催されている（注4）。一方、農村計画学会では自治体レベルの行政とのつながりの深さと広がり特徴がある。論文の多くが具体的な地域を対象としていることに加えて、地域の実務家が調査研究に貢献しているケースもある。また、フードシステム学会においては行政への橋渡し役としてのレギュラトリーサイエンスに関心が寄せられている。これはフードシステム学会が人文社会科学と自然科学、なかでも食品科学との学際的な組織の一面を有することにも起因している。

本稿は政策・制度のどのような分野が論じられているかを提示した。どのように論じているかを検討するには至っていない。けれども何が論じられているかの情報だけでも、いまも触れたように、学会それぞれの特徴が浮き彫りになるのではないかと。相互に学び合いながら、次の段階へのステップアップにつないでいく。そんな試みに対して多少なりとも貢献できれば幸いと思う次第である。

注

- 1) 今回の分析の対象とした三つの学会について、筆者は会長を務めたことがある。

- 2) 筆者自身、揺れる農政についてコラムのかたちで触れることが少なからずあった。たとえば生源寺（2017）の「揺れる農政」のパートを参照していただきたい。
- 3) この点については生源寺（2006）を参照していただきたい。
- 4) 関連する書籍も出版されている（玉・草苺・木村編（2023））。編者は農業史が専門の元会長、計量経済学が専門の元会長、農林水産省の行政官の3名である。

引用文献

- 生源寺眞一「フードシステム論からみた生協」現代生協論編集委員会編『現代生協論の探求（理論編）』コープ出版、2006年。
- 生源寺眞一『農業と農政の視野：完』農林統計出版、2017年。
- 玉真之介・草苺仁・木村崇之編『農業基本法 2.0 から 3.0 へ』筑波書房、2023年。